

厚生労働省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

○厚生労働省所管旅費取扱規程（平成 13 年厚生労働省訓第 27 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（通則） 第 1 条 厚生労働省所管の経費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「法」という。）、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 3 0 6 号。以下「令」という。）</u>及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「支給規程」という。）その他の法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。 （旅行命令等） 第 3 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、職員が国の経費以外の経費から支給される旅費をもって外国旅行をする場合においては、旅行命令権者は、厚生労働大臣とする。<u>ただし、次に掲げる経費から支給される経費をもって外国旅行をする場合であって、その経理を部局長等に委任しているときには、別表第 1 の区分による旅行命令権者とする。</u> <u>（1）厚生労働科学研究費補助金</u> <u>（2）厚生労働行政推進調査事業費補助金</u> <u>（3）科学研究費助成事業（文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会）</u> <u>（4）医療研究開発推進事業費補助金（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）</u> <u>（5）保健衛生医療調査等推進事業費補助金（国立研究開発法人日本医</u>	（通則） 第 1 条 厚生労働省所管の経費をもって、国家公務員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「法」という。）、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「支給規程」という。）その他の法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。 （旅行命令等） 第 3 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、職員が国の経費以外の経費から支給される旅費をもって外国旅行をする場合においては、旅行命令権者は、厚生労働大臣とする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）

<u>療研究開発機構)</u> <u>(6) 食品衛生基準科学研究費補助金 (消費者庁)</u> <u>(7) 食品衛生基準行政推進調査事業費補助金 (消費者庁)</u> <u>(8) 食品健康影響評価技術研究委託費 (内閣府食品安全委員会事務局)</u> <u>(9) 前各号に準ずる経費として厚生労働大臣が認める経費</u> (行政職俸給表 (一) の適用を受けない者の職務の級) 第4条 <u>令第1条第2項第3号の規定による行政職俸給表 (一) (一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)</u> 第6条第1項第1号イに規定するものをいう。以下同じ。) の適用を受けない者の職務の級は、次の各号に定める職員の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 <u>(1) 給与法第6条第1項第1号ロ及び第2号から第10号までに規定する俸給表の適用を受ける者 支給規程第8条第1項第1号に定める行政職俸給表 (一) に相当する職務の級</u> <u>(2) 秘書官 (特別職の職員の給与に関する法律 (昭和24年法律第252号。以下「特別職給与法」という。)</u> 第1条第44号に掲げる者をいう。) <u>支給規程第8条第1項第4号に定める行政職俸給表 (一) に相当する職務の級</u> <u>(3) 給与法第22条の規定による非常勤職員及び特別職給与法第1条第45号から第72号までに掲げる者 別記に定める職務の級</u> (参考人等の旅費) 第5条 法第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行の性質、用務の内容及び行政職俸給表 (一) の適用を受ける者との均衡を考慮して旅行命令権者が定めることとする。ただし、指定職の職務以上に相当する	(新設) (新設) (新設) (新設) (職務の級) 第4条 <u>法第2条第2項の規定による一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)</u> 第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表 (一) の適用を受けない者の行政職俸給表 (一) に相当する職務の級は、別表第3に定めるところによる。 (新設) (新設) (新設) (参考人等の旅費) 第5条 法第3条第4項の規定により支給する旅費は、旅行の性質、用務の内容及び行政職俸給表 (一) の適用を受ける者との均衡を考慮して旅行命令権者が定めることとする。ただし、指定職の職務以上に相当する
---	--

職務として旅費を支給しようとする場合は、厚生労働大臣に申請し、財務大臣に協議の上、承認を受けなければならない。

(委員等の旅費)

第6条 本省若しくは地方支分部局又は委員会に置かれる審議会等の委員その他これに準ずる者が、会議のため招集された場合において、旅行命令権者は、会議開催時（開催当日及びその前後の日）に、他の用務の出張等に伴う他機関から旅費の支給有無及び審議会の兼職状況等について確認を行い、必要に応じ、法第8条第1項の規定に基づく旅費の調整を行うこととする。

(削る)

(削る)

(官用車の使用)

第7条 官用の船車等によって旅行する場合においては、鉄道賃、航空賃、船賃又はその他の交通費は、支給しない。ただし、旅行者が移動に要する費用を一部負担した場合は、当該負担額は除く。

(削る)

職務として旅費を支給しようとする場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(委員等の旅費)

第6条 本省若しくは地方支分部局又は委員会に置かれる審議会等の委員その他これに準ずる者が、会議のため招集された場合において、その者が次の各号に該当する地に居住する場合は旅費を支給しないことができる。

(1) 本省にて召集する会議においては、都の特別区内に居住するとき

(2) その他の場合においては、会議地より12キロメートル以内の地に居住するとき

(官用車の使用)

第7条 官用の船車等によって旅行する場合においては、鉄道賃、航空賃、船賃又は車賃は、支給しない。

(航空賃)

第8条 法第18条に規定する航空費については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行にかかる旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合は支給することができる。

(車賃)

(削る)	<u>第 9 条 定期的に一般旅客を運送するものによることが通常の経路である陸路旅行の場合においては、当該運賃の実費を車賃として支給することができる。</u>
(削る)	<u>(夜間における出張)</u> <u>第 1 0 条 職員が臨検その他職務執行のため事業場等に出張し夜間従務する場合であつて、宿泊を要しないときは、宿泊料は、支給しない。ただし、在勤地以外の市町村（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域をもつて、これを市とみなす。以下同じ。）において、5 時間以上従務する場合は、法に定める宿泊料の 2 分の 1 を支給することができる。</u>
(削る)	<u>(移転料及び着後手当)</u> <u>第 1 1 条 削除</u>
(削る)	<u>(日額旅費)</u> <u>第 1 2 条 削除</u>
(削る)	<u>(船員等の日額旅費)</u> <u>第 1 3 条 給与法第 6 条第 1 項第 5 号ロに規定する海事職俸給表（二）の適用を受ける職員（以下「船員」という。）に対する日額旅費は、航海日当及び船員食卓料の二種類とし、別表第 5 により支給する。</u> <u>2 船員が航海中公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸したときの旅費については、その期間中は、第 4 条の規定により職務の級に応ずる旅費を支給する</u> <u>3 船員以外の職員であつて、検疫業務又は地域防災計画（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 0 号に規定する地域防災計</u>

(削る)	<u>画をいい、別表第6に掲げるものに限る。)に基づき国立ハンセン病療養所が都道府県若しくは市町村の要請を受けて行う救護等に関する業務に従事するため乗船を命ぜられた者には、第1項に定める日額旅費を支給することができる。</u> <u>(在勤地内旅行の旅費)</u> <u>第14条 法第27条第1号の規定による在勤地内旅行の旅費は、支給規程第9条に規定する基準によるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、官用の船車等によったときに支給する日当は、前項に定める額の2分の1とする。</u>
(削る) (外国在勤者が退職になった場合の旅費) <u>第8条 令第17条第3項の規定により、外国在勤の職員が退職等とな</u>	<u>(旅費の調整等)</u> <u>第15条 法第46条第1項の規定による旅費調整の基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針について(昭和27年蔵計第922号)第46条関係第1項に規定する基準によるものとする。</u> <u>(2) 行政官在外研究員に支給する旅費のうち、航空費、日当及び宿泊料並び支度料については、法第34条第1項、第35条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>イ 航空賃は、最下級の運賃とする。</u> <u>ロ 留学する国に到着した日の翌日から出発の日の前日までの日当及び宿泊料の合計額は、1日9,600円とする。</u> <u>ハ 支度料は、3万円とする。</u> (外国在勤者が退職になった場合の旅費) <u>第16条 法第44条第2項の規定により、外国在勤の職員が退職等と</u>

った場合の旅行期間延長については、部局長において措置するものとする。

(旅費の特例)

第9条 法第9条に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、部局長において措置するものとする。

(電磁的方法による提出)

第10条 支給規程第23条に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

(削る)

(その他)

第11条 (略)

2 所管の旅費事務の取扱いについては、この訓令によるほか、国家公務員等の旅費に関する法律等の運用方針について（令和6年12月20日財計第4707号）及び旅費業務の標準的な取扱い（各府省等申合せ）に定めるところによる。

別表（第3条第1項関係）

旅行命令権者	区分
(略)	(略)
各検疫所支所長	(略)

なった場合の旅行期間延長については、部局長において措置するものとする。

(旅費の特例)

第17条 法第47条に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、部局長において措置するものとする。

(電磁的方法による提出)

第18条 支給規程第7条第4項に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

第19条 削除

(その他)

第20条 (略)

2 所管の旅費事務の取扱いについては、この訓令によるほか、旅費業務に関する標準マニュアル（各府省申合せ）に定めるところによる。

別表第1（第3条第1項関係）

旅行命令権者	区分
(略)	(略)
各検疫所支所長、 <u>国</u>	(略)

地方厚生局長	1 所属職員（地方厚生局の麻薬取締部、地方厚生局事務所、関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室、四国厚生支局並びに九州厚生局沖縄麻薬取締支所に勤務する者を除く。） 2～6 （略）
（略）	（略）
九州厚生局沖縄麻薬取締支所長	（略）
（略）	（略）

（削る）

別記（第4条関係）

（削る）

<u>立感染症研究所支所長</u>	
地方厚生局長	1 所属職員（地方厚生局の麻薬取締部、地方厚生局事務所、関東信越厚生局千葉年金審査分室、東京年金審査分室及び神奈川年金審査分室、四国厚生支局並びに九州厚生局沖縄麻薬取締支所及び <u>沖縄分室</u> に勤務する者を除く。） 2～6 （略）
（略）	（略）
九州厚生局沖縄麻薬取締支所長及び <u>沖縄分室長</u>	（略）
（略）	（略）

別表第2（第3条第2項関係）

削除

別表第3（第4条関係）

1

<u>相当する職務の級</u>	<u>行政職俸給表（二）</u>	<u>専門行政職俸給表</u>	<u>海事職俸給表（二）</u>	<u>教育職俸給表（一）</u>	<u>教育職俸給表（二）</u>	<u>研究職俸給表</u>	<u>医療職俸給表（一）</u>	<u>医療職俸給表（二）</u>	<u>医療職俸給表（三）</u>	<u>福祉職俸給表</u>	<u>専門スタッフ職俸給表</u>

<u>1 0 級</u>		<u>8 級</u>		<u>5 級</u>		<u>6 級</u>	<u>5 級</u>				<u>4 級</u>
<u>9 級</u>		<u>7 級</u>		<u>4 級 の 5 号俵 以上</u>		<u>5 級 の 5 号俵 以上</u>	<u>4 級</u>	<u>8 級</u>			<u>3 級</u>
<u>8 級</u>		<u>6 級</u>		<u>4 級 の 4 号俵 以下 3 級 の 2 9 号 俵以 上</u>		<u>5 級 の 4 号俵 以下</u>	<u>3 級 の 5 号俵 以上</u>				<u>2 級</u>
<u>7 級</u>		<u>5 級</u>		<u>3 級 の 9 号俵 から 2 8 号俵 まで</u>	<u>3 級 の 2 9 号 俵以 上</u>		<u>3 級 の 4 号俵 以下</u>	<u>7 級</u>	<u>7 級</u>	<u>6 級</u>	
<u>6 級</u>		<u>4 級</u>		<u>2 級 の 2 5 号 俵以 上</u>	<u>3 級 の 2 5 号 俵か ら 2 8 号 俵ま で 2 級 の 4 9 号 俵以</u>	<u>4 級 3 級 の 1 3 号 俵以 上</u>	<u>2 級 の 1 3 号 俵以 上</u>	<u>6 級</u>	<u>6 級</u>	<u>5 級</u>	<u>1 級</u>

						上						
	5級		3級		3級の8号俵以下2級の17号俵から24号俵まで	3級の17号俵から24号俵まで2級の41号俵から48号俵まで	3級の5号俵から12号俵まで	2級の9号俵から12号俵まで	5級	5級	4級	
	4級	5級		6級	2級の5号俵から16号俵まで	3級の5号俵から16号俵まで2級の37号俵から40号俵まで1級の57号俵以上	3級の4号俵以下	2級の8号俵以下1級の25号俵以上				
	3級	4級	2級	5級	2級の4	3級の4	2級の2	1級の1	4級3級	4級3級	3級2級	

					号俸 以下 1級の2 5号俸以 上	号俸 以下 2級の2 5号俸か ら36号 俸まで 1級の3 7号俸か ら56号 俸まで	5号 俸以 上	3号 俸か ら24号 俸まで	の5 号俸 以上	の5 号俸 以上	の1 3号 俸以 上	
	2級	3級	1級の1 7号俸以 上	4級の3 級	1級の9 号俸か ら24号 俸まで	2級の9 号俸か ら24号 俸まで 1級の2 1号俸か ら36号 俸まで	2級の9 号俸か ら24号 俸まで 1級の4 5号俸以 上	1級の1 2号俸以 下	3級の4 号俸及以 下2級の 9号俸以 上	3級の4 号俸以下 2級の9 号俸以 上	2級の1 2号俸以 下	
	1級	2級の1 級	1級の1 6	2級の1 級	1級の8 号俸以 下	2級の8 号俸以 下1級	2級の8 号俸以 下1級		2級の8 号俸以 下1級	2級の2 8号俸以 下	1級	

		号俸以下			の2 0号俸以下	の4 4号俸以下			1級		
--	--	------	--	--	-------------	-------------	--	--	----	--	--

備考 俸給月額が、その属する職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けている者については、その属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とみなす。

1 審議会等の職員以外の非常勤職員については、用務の内容及び行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級とする。ただし、内閣総理大臣等又は指定職職員等に相当すると認めようとする場合には、厚生労働大臣に申請し、財務大臣に協議の上、承認を受けなければならない。

2 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第6条及び厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第132条の規定により置かれた審議会等の職員については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。

（1）委員長及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）7級から1

相当する職務の級	秘書官	審議会等の職員以外の非常勤職員
指定職		用務の内容及び行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級。ただし指定職以上の職務に相当すると認めようとする場合には、厚生労働大臣に申請しなければならない。
9級	9号俸から12号俸まで	
7級	5号俸から8号俸まで	
6級	3号俸及び4号俸	
4級	2号俸	
3級	1号俸	
2級		

3 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第6条及び厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第132条の規定により置かれた審議会等の職員については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。

（1）委員長及びこれに準ずる者は、7級から指定職までの職務相当

0級までに相当する職務（ただし、中央社会保険医療協議会の会長及び公益を代表する委員は、指定職職員等に相当する職務）

(2) 委員及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）3級から10級までに相当する職務

(3) 幹事及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）3級から8級までに相当する職務

(4) 書記及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）2級から5級までに相当する職務

3 地方社会保険医療協議会等法令に基づき地方に置かれる協議会等の委員等については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。

(1) 委員長及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）7級から10級までに相当する職務

(2) 委員及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）3級から8級までに相当する職務

(3) 幹事及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）2級から5級までに相当する職務

(4) 書記及びこれに準ずる者は、行政職俸給表（一）1級から3級までに相当する職務

4 中央労働委員会の委員等については次のとおりとする。

(1) 中央労働委員会の会長は、内閣総理大臣等に相当する職務

(2) 中央労働委員会の非常勤の公益委員は、指定職職員等に相当する職務

(3) 中央労働委員会の使用者委員及び労働者委員並びにこれらに準ずる者は、行政職俸給表（一）9級又は10級に相当する職務

(2) 委員及びこれに準ずる者は、3級から10級までの職務相当

(3) 幹事及びこれに準ずる者は、3級から8級までの職務相当

(4) 書記及びこれに準ずる者は、2級から5級までの職務相当

4 地方社会保険医療協議会等法令に基づき地方に置かれる協議会等の委員等については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。

(1) 委員長及びこれに準ずる者は、7級から10級までの職務相当

(2) 委員及びこれに準ずる者は、3級から8級までの職務相当

(3) 幹事及びこれに準ずる者は、2級から5級までの職務相当

(4) 書記及びこれに準ずる者は、1級から3級までの職務相当

5 中央労働委員会の委員等については次のとおりとする。

(1) 中央労働委員会の会長は、大臣相当

(2) 中央労働委員会の非常勤の公益委員及びこれに準ずる者は、指定職の職務相当

(3) 中央労働委員会の使用者委員及び労働者委員並びにこれらに準ずる者は、9級又は10級の職務相当

(4) 中央労働委員会地方調整委員及びこれに準ずる者は、<u>行政職俸給表（一） 8 級に相当する職務</u> <u>5</u> 各種講習会、会議等の出席者については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。 (1) 各種講習会の受講者は、<u>行政職俸給表（一） 1 級から 3 級までに相当する職務</u> (2) 各種講習会の講師は、<u>行政職俸給表（一） 2 級から 1 0 級までに相当する職務</u> (3) 打合会、協議会等の出席者については、<u>行政職俸給表（一） 1 級から 8 級までに相当する職務</u> <u>6</u> 次に定める者については、次の範囲において、旅行命令権者が定めるものとする。 (1) レントゲン技師及び粉じん測定技師については、<u>行政職俸給表（一） 1 級から 3 級までに相当する職務</u> (2) 看護師、調査指導員及び助手については、<u>行政職俸給表（一） 1 級に相当する職務</u> (3) 集計員、調査員その他賃金をもって雇用される者については、<u>行政職俸給表（一） 1 級に相当する職務</u> (削る) (削る)	(4) 中央労働委員会地方調整委員及びこれに準ずる者は、<u>8 級の職務相当</u> <u>6</u> 各種講習会、会議等の出席者については、次の範囲内において、旅行命令権者が定めるものとする。 (1) 各種講習会の受講者は、<u>1 級から 3 級までの職務相当</u> (2) 各種講習会の講師は、<u>2 級から 1 0 級までの職務相当</u> (3) 打合会、協議会等の出席者については、<u>1 級から 8 級までの職務相当</u> <u>7</u> 次に定める者については、次の範囲において、旅行命令権者が定めるものとする。 (1) レントゲン技師及び粉じん測定技師については、<u>1 級から 3 級までのいずれかの職務相当</u> (2) 看護師、調査指導員及び助手については、<u>1 級の職務相当</u> (3) 集計員、調査員その他賃金をもって雇用される者については、<u>1 級の職務相当</u> <u>別表第 4（第 1 2 条関係）</u> <u>削除</u> <u>別表第 5（第 1 3 条第 1 項関係）</u> <table><tr><td><u>海事職俸給表（二）</u></td><td><u>航海日当（定けい港出港の日から入港の日まで 1</u></td><td><u>船員食卓料（乗船した日から下船した日まで</u></td></tr></table>	<u>海事職俸給表（二）</u>	<u>航海日当（定けい港出港の日から入港の日まで 1</u>	<u>船員食卓料（乗船した日から下船した日まで</u>
<u>海事職俸給表（二）</u>	<u>航海日当（定けい港出港の日から入港の日まで 1</u>	<u>船員食卓料（乗船した日から下船した日まで</u>		

(削る)		日につき)	1日につき)
	6級	500円	259円
	5級	455円	
	4級	400円	
	3級		
	2級	370円	
	1級		
別表第6（第13条第3項関係）			
高松市地域防災計画			